

呉市教育委員会会議録
(平成31年4月26日定例会)

呉市教育委員会

- 1 開催日時 平成31年4月26日(金) 15:30開会
17:07閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ぼずみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 1人
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第4号 寄附受納について
 - (4) 報告第5号 呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について
 - (5) 教議第13号 「教育委員会事務点検・評価(平成30年度事務事業対象)」の実施について
 - (6) 教議第14号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 教議第15号 呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
 - (8) 教議第16号 呉市教科用図書採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (9) 教議第17号 呉市重要文化財の指定について(財崎神社本殿)

- (10) 教議第18号 呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）
- (11) 教議第19号 呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について
- (12) 教議第20号 呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (13) 教議第21号 臨時代理の承認について（職員人事）
- (14) 教議第22号 臨時代理の承認について（附属機関の委員の委嘱）
- (15) 教議第23号 臨時代理の承認について（教職員人事）

(15:30)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・船尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (平成31年3月22日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第11及び日程第12については、議会に係る案件のため非公開、また日程第13から日程第15については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第4号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第4号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは、報告第4号「寄附受納について」御説明いたしますので、資料1ページをお願いします。

本件は、呉市立美術館の美術品として、川本恵美子様及び株式会社呉英製作所様から2件、3点の寄附申込をいただいたものでございまして、去る3月18日開催の呉市美術品等収集委員会において審議をいただき、寄附受納が適正と判断されたため、これを受納したものでございます。

寄附作品でございしますが、資料2ページに寄附作品の写真、3ページに作家の略歴をつけておりますので、あわせて御覧いただければと思いますが、1件目は川本様から谷口仙花の日本画1点の寄附でございまして。

谷口仙花が呉に疎開していた昭和19年頃の作品と推定され、仙花の作品としては珍しく戦時色の強い、貴重な作品です。寄附者は美術館のボランティアをしている方のお母様で、以前から谷口仙花の研究を進めている美術館に作品を収蔵し、役立ててほしいとの申し出でございまして。

評価額は2万円でございます。

2件目は、呉英製作所様から湯村光及び舟越保武の彫刻2点の寄附でございまして、評価額は設置工事費を含め、1,155万6,000円でございます。

呉英製作所は、仁方で創業したダイヤモンド工具の製造販売を行う企業でございまして、これまでも創業80周年の際等に彫刻の寄附をいただいておりますが、この度、創業100周年記念として呉市に美術品2点の寄附を申し出いただいたものでございます。

なお、湯村光の作品につきましては現在制作中であるため、完成後、今年の6月

頃に美術館通りに設置していく予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第4号「寄附受納について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 この彫刻作品について、美術館通りに設置するとのことですが、以前、他の彫刻を美術館通りに設置した際、壊されたりしたというような事があったと思いますが、その辺りはいかがですか。

多 田 課 長 屋外展示ということで、安全面や保安面には配慮する必要があります。
一方で、この作品が屋外彫刻用の作品であるため、美術館入口正面に設置をさせていただき、多くの市民の方に見ていただきたいと考えております。

船 尾 委 員 懸念事項はありますが、多くの市民の方に見ていただきたいという観点もありますので、告知等して、たくさんの方に見ていただきたいと思っております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第5号 呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について

教 育 長 次に、日程第4の報告第5号「呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 報告第5号「呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について」御説明いたしますので、資料5ページをお願いします。

始めに、第三者委員会である呉市いじめ問題調査委員会を開催するに至った事案の概要及び経緯について説明します。

1の事案についてを御覧ください。

本事案は、(1)、(2)にありますように、この春に呉市立中学校を卒業した男子生徒が、2年時である平成29年11月の昼休憩中、同級生の男子生徒7名から、ベルトを外してズボンが脱がされたり、下着を脱がされたりした事案でございます。

(3)を御覧ください。対象生徒の状況としては、事案後の欠席日数は13日ですが、うち9日間は、対象生徒の保護者が、登校している対象生徒を家に連れて帰った翌日から、連続して欠席したものです。また、平成30年6月中旬、対象生徒が担任に対し、夜眠れない状態であることを話し、心療内科を受診しておりますが、平成31年3月の時点で治療中であると聞いています。

(4)を御覧ください。これまで学校と教育委員会は、対象生徒の保護者と連携し、理解と協力をお願いしながら、対象生徒の心のケアや進路の実現に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、対象生徒とその保護者が、学校と教育委員会の対応に不信感を持っており、解決に時間がかかっております。

また、(5)にありますように、学校及び教育委員会は、本事案をいじめ事案として認知し、対応してまいりましたが、対象生徒が3年時の平成30年6月に対象生徒の保護者から、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に当たるのではないかと申立てをしたことを受け、対象生徒からの十分な聴き取りができて

なかったことや、第三者委員会を立ち上げて調査することが対象生徒の負担になることを考慮しながら検討をしてみいました。しかしながら、事案が生起して1年以上が経過した時点において、解決の目途が立っていないことを踏まえて、平成31年1月17日に、重大事態が発生したものとして、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則った対応を行うこととし、4月に、呉市いじめ問題調査委員会に、調査及び報告を依頼することとしました。

2の本事案に係る保護者説明会を御覧ください。平成31年3月31日に、対象生徒が在籍していた中学校の体育館において、卒業した3年生の保護者を含む全保護者を対象に、本事案に係る保護者会を開催しました。学校及び教育委員会から、事案及びこれまでの取組、第三者委員会に調査等を行うことや、いじめの未然防止に向けた取組について説明し、質疑応答を受けました。

3の第三者委員会についてを御覧ください。

これまで、(1)に掲載した呉市いじめ問題調査委員会の5名の委員全員参加のもと、2回の委員会を非公開で開催しております。

平成31年4月10日に開催した第1回委員会では、委員長及び副委員長を選出し、教育長より本委員会に対して、調査の依頼文書を渡し、事案の全容解明と学校及び教育委員会の対応について調査するよう依頼しました。その後、事務局より、本委員会の位置づけ、事案の概要及び学校と教育委員会の対応の経緯等について説明を行い、調査について協議を行いました。終了後には、教育長と副委員長が、報道関係者からの取材に応じました。

平成31年4月18日に開催した第2回委員会では、本事案に係る調査についての協議を行いました。結論に至らなかったため、第3回として、5月9日に改めて協議することとなりました。なお、終了後には、教育長と委員長が、報道関係者からの取材に応じました。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第5号「呉市いじめ問題調査委員会の開催状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 この件については、大変重大な案件ではありますが、これまで我々も教育長や部長などからその都度しっかり内容や説明を受けておりますので、十分理解はしております。

教育委員会としても、公平性、中立性をしっかりと確保された調査委員会に依頼しておりますので、引き続き調査をしていただくようお願いいたします。

佐々木委員 私も同意見です。特に関心の高い事案ですが、現在調査中ということですので、コメントは差し控えます。

しかしながら、調査委員会では活発な意見も出るとは思いますが、会議の雰囲気はどうでしょうか。

棚 田 課 長 委員長の言葉を借りてお伝えすると、各委員の職域の範囲内で、粛々と意見を述べられておりました。

教 育 長 調査中ということで、委員もある程度方向性が決まればお話をするスタンスで、報道の方にもあまり伝えられてないことなので申し訳なく思います。

佐々木委員 そうですね。丁寧かつスピード感を持って調査をお願いします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
森 尾 委 員 中立性を堅持され、丁寧をお願いしたいと思います。
小 谷 委 員 調査をしっかりといただき、説明をしていただくようお願いします。
教 育 長 第三者委員会へは、これからもしっかりと調査をしていただくよう、我々もお願いをしていきます。
ただ残念ながら、いじめが起きているということは紛れもない事実ですので、教育委員会等の対応などの全容解明に向けて、教育委員会も協力して進めてまいります。
教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
教 育 長 それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施について

教 育 長 次に、日程第5の教議第13号「「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
安 倍 課 長 それでは、教議第13号「「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施について」御説明させていただきますので、資料の7ページを御覧ください。
平成20年度から実施し、今回で12回目の実施となります事務点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、実施及び公表を義務づけられているもので、今年度も実施方針に沿って進めてまいります。
資料の8ページをお開きください。
2の実施方針の(1)点検・評価の対象を御覧ください。
教育委員会の権限に属する事務の中から、重点課題と位置付けているものから抽出します。なお、補助執行事務であります文化財及び社会教育に関する事務（図書館・美術館を含む）は対象となります。
続きまして、(2)点検・評価の内容及び方法を御覧ください。
点検評価は、対象課題ごとに、担当課が、事業の目的、概要、事業費、成果、自己評価などを記入した点検・評価シートを基に実施してまいります。
点検・評価方法につきましては、4の実施スケジュールに沿って御説明いたしますので、9ページを御覧ください。
各課が作成した点検・評価シートを基に、7月上旬に学識経験者からの意見聴取、7月下旬の臨時教育委員会会議で教育委員の皆さんとの意見交換を行い、8月定例教育委員会会議で最終的な承認をいただき、9月議会の初日に議会提出する予定としております。
最後に、12ページをお開きください。
各課の対象課題でございます。今年度は、全部で11テーマとなっております。
昨年度からの変更点は、学校施設課の課題のうち、1の「普通教室への空調設備の設置」は昨年度で事業が完了、2の「学校施設の耐震化」は、統合対象となっている2校以外は概ね目途がついたこと、3の「中学校給食の実施」は、安浦中学校

給食室の建設が終了したことに伴い、対象から外し、新たに、「小中学校のブロック塀対策」を課題とします。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第13号「教育委員会事務点検・評価（平成30年度事務事業対象）」の実施についての説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教議第14号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教議第15号 呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第14号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7の教議第15号「呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」は、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

安 倍 課 長 それでは、教議第14号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」と、教議第15号「呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」は関連した内容ですので、一括して御説明いたします。

資料15ページをお願いします。

本2件は、いずれも、1の改定の趣旨にございますとおり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行により、天皇は平成31年4月30日限りで退位され、平成31年5月1日に皇嗣が即位されることに伴い、元号を改める政令が公布され、平成31年5月1日から平成の元号が新たな元号である令和に改められるため、関係規程等について所要の規定の整備等を行うものでございます。

2の改正の内容は、本2件とも、それぞれの規則の様式に表記されている元号である平成を令和に改めるものです。

ただし、生年月日を規定する部分は、平成の後に令和を追加、若しくは、昭和、平成に令和を追加します。

施行期日は、いずれも平成31年5月1日でございます。

なお、改正後の様式につきましては、16ページから31ページ、それから、36ページから46ページにかけて記載し、改正箇所につきましては、太線で囲んでおりますので、御確認ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第14号「呉市立小中学校の管理及び学校

教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7の教議第15号「呉市立学校教職員服務規程及び呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」の2件について説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本2件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本2件は原案どおり決めます。

教議第16号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第8の報告第16号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 教議第16号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定」について御説明いたします。

資料の49ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

まず始めに、教科書採択については、分かりにくいことも多いと思いますので、教科用図書採択の手順等について簡単に説明させていただきます。資料下段の参考「教科用図書採択の手順」を御覧ください。

まず、呉市で使用する教科用図書は、教育長と4名の教育委員で構成する呉市教育委員会会議で決定します。決定までの流れが①から⑥になります。①にありますように、教育長が教科用図書の選定について、選定委員会に依頼します。

選定委員会では、教科書について調査・研究するための観点等を決め、②にありますように、その観点に基づいた調査・研究を調査研究委員会に依頼します。調査・研究委員会は、調査・研究を行い、作成した調査・研究報告書を③にありますように選定委員会に提出します。

選定委員会では、報告された調査・研究内容を基に、すべての教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、④にありますように教育長に報告します。

教育長は、選定委員会から報告を受けた後、⑤にありますように、教育委員会会議に付議します。教育委員会会議では、選定委員会の報告を基に、教科用図書について審議し、採択を決定⑥となります。

選定委員会の構成メンバーを小学校で例示しておりますが、小学校では15名となります。

調査・研究委員会の構成メンバーですが、まず、調査研究委員会はそこに記述されております13種目の調査・研究委員会で構成されております。

それでは、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正は、教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するため、調査・研究委員会の委員に指導主事を任命しないこととするなど、所要の規定の整備を行うものです。指導主事を任命しない理由は、平成28年2月の呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に係る改善策の中で

は、指導主事の役割をより明確にするために、指導主事を調査・研究委員会の構成メンバーとして位置づけました。しかし、調査・研究は、教科の中でも、いくつかの種目に細分化されたグループに分かれて、例えば、社会科で言えば、小学校では、社会と地図、中学校社会科では、地理、歴史、公民、地図というふうに行うため、今回のように、小・中学校同時採択では、全ての種目に指導主事が位置付くことはできないことから、今後は、指導主事を調査・研究委員に任命しないこととしました。

2の改正の内容を御覧ください。大きく2点です。

1点目は、選定委員会の報告を受けた後の手順に係る改正です。

選定委員会の報告を受けた後の手順を分かりやすくするため、第3条第4号に規定する内容を、同条第4号と同条第5号に分けております。

2点目は、選定委員会及び調査・研究委員会の委員についてです。

選定委員会の委員については、既に指導主事を任命しないこととしておりますが、先ほど述べた理由から、調査・研究委員会の委員についても指導主事を任命しないこととするため、第5条第2項、第9条第2項及び第9条第4項の規定の整備を行います。

施行期日は令達の日でございます。

今申しました改正内容を47ページから48ページに、改正前、改正後として表で示しておりますので御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第16号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第17号 呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）

教議第18号 呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）

教 育 長 次に、日程第9の教議第17号「呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）」と、日程第10の教議第18号「呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）」の議題については、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 教議第17号「呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）」及び教議第18号「呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）」につきましては、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

なお、本2件は、去る3月27日の呉市文化財保護委員会において呉市重要文化財の指定候補案件として審議いただいた結果、文化財指定が適当と判断されたものでございまして、この度、文化財指定についてお諮りするものでございます。

まず、教議第17号「呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）」についてでございます。資料51ページをお願いいたします。

指定物件でございますが、名称は「財崎神社本殿（桂濱神社の御旅所）」でございます。本件は、桂濱神社宮司の原盛秀氏から申請があったもので、呉市有形文化財に指定してまいりたいと考えております。

文化財の概要でございますが、資料52ページから54ページに位置図、写真等を添付しておりますので、あわせて御覧いただければと思っておりますが、倉橋町桂浜にございますこの本殿は、木造、1間社入母屋造平入り、向拝唐破風付き、銅板葺きの社殿で、建立は明治3年でございます。棟札により、13代日向飢肥藩主伊東左京大夫の発願によるもので、和船建造に対する感謝の意から建立されたものと言われております。

様式的には典型的な江戸時代末期の流れをくむ社殿ですが、形式的には、立ちが高いなど地域的な特色を受け継いだ特徴を有しております。

指定理由でございますが、当該社殿は、建立されて約150年と比較的新しい建物ではございますが、桂浜地区がかつて造船業で栄え、近世における我が国の海運の重要な拠点であったことを示す記念碑として貴重なものであります。地域の歴史としての価値も高いことから、文化財保護委員から指定が適当との意見をいただいております。

続きまして、教議第18号「呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）」について御説明いたしますので、資料55ページをお願いいたします。

指定物件でございますが、名称は多賀雄神社の社叢でございます。本件は、苗代自治会長の原田武典氏から申請があったもので、呉市天然記念物に指定してまいりたいと考えております。

概要でございますが、資料56ページから58ページに位置図、写真を付けておりますので、あわせて御覧ください。

かつて苗代町は、アカマツが群生する森林が形成されておりましたが、森林の伐採や牛馬の飼育のため、地域の植物群落は、貧弱なアカマツ二次林と草地になっていきましたが、その中でも多賀雄神社の社叢は比較的よく守られ、昭和40年代にはアカマツ林に常緑広葉樹が混生する森林群落になっていました。

その後、2000年頃にはマツ枯れにより常緑広葉樹が優占する森林に変化し、現在では地域の原植生を推察できるような常緑広葉樹に推移しています。

このように多賀雄神社の社叢は、苗代町の森林が長い期間をかけて変わっていく過程を示す証拠であり、その森林群落の遷移は教科書的で、周辺地域にもほとんど見られない貴重なものであることから、文化財保護委員から指定が適当との意見をいただいております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の教議第17号「呉市重要文化財の指定について（財崎神社本殿）」及び、日程第10の教議第18号「呉市重要文化財の指定について（多賀雄神社の社叢）」の2件について説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 多賀雄神社の場所はどの辺りになりますか。

多 田 課 長 焼山から郷原へ行く道の途中、呉市総合スポーツセンターの手前を左に入った

ところになります

船尾委員 分かりました。

佐々木委員 指定する際、多賀雄神社の所在地の明記がありませんが大丈夫でしょうか。

多田課長 社叢や古墳など、山林を含んだり複数地番にまたがるものは、「境内地」という形で整理をすることがあります。

佐々木委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、よって本2件は原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本2件は原案どおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(16:12)

教議第19号 呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について

教議第20号 呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第11の教議第19号「呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について」と、日程第12の教議第20号「呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の議題については、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

新谷主幹 それでは、教議第19号「呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について」及び教議第20号「呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して説明させていただきます。

教議第19号「呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について」は、資料59ページを御覧ください。

呉市立学校統合基本方針に基づき、令和2年4月1日をもって、下蒲刈小学校を蒲刈小学校に、下蒲刈中学校を蒲刈中学校に統合いたします。

初めに、61ページの呉市立学校統合基本方針を御覧ください。

3の統合対象校の要件の小学校の欄の(2)の太枠で囲んだ部分にございますように、「全学年が複式学級となる小学校は、2年以内に統合する」ことになっております。

また、中学校の欄の(2)の太枠で囲んだ部分にございますように、「中学校区内の小学校が同区域を越え統合し、かつ、同区域内に当該小学校以外の小学校がない中学校」は、統合対象校となることになっております。

下蒲刈地区には、小学校が下蒲刈小学校の1校、中学校が下蒲刈中学校の1校しかなく、下蒲刈小学校が他地区の学校と統合することになりますと、下蒲刈中学校区内には、小学校が1校もないという状態になりますので、下蒲刈中学校は、統合対象校となります。

資料60ページを御覧ください。

1の統合の経緯でございますが、下蒲刈小学校は、平成30年5月1日で全学年が複式学級となり、先程ご説明いたしました呉市立学校統合基本方針の統合対象校の要件に該当することになりましたので、平成30年5月から下蒲刈保育所、下蒲刈小学校、下蒲刈中学校の保護者及び地元と協議を行い、令和2年4月1日付けで、下蒲刈小学校を蒲刈小学校に、下蒲刈中学校を蒲刈中学校に統合することで、保護者及び地元と合意いたしました。

なお、通学手段といたしましては、小学校、中学校ともに、スクールバスを運行いたします。

次に、2の保護者・地元との協議でございます。

平成30年5月以降、下蒲刈地区の保育所、小学校、中学校の保護者と5回の協議を行い、下蒲刈小学校及び下蒲刈中学校を統合することについて、保護者の賛成を得ております。更に、平成31年2月には、下蒲刈地区の保護者の総意として「下蒲刈小学校を蒲刈小学校に、下蒲刈中学校を蒲刈中学校に統合する」ことを希望する旨、意思表示がございました。

また、自治会とは3回の協議を行い、下蒲刈小学校及び下蒲刈中学校の統合について、賛成を得ております。

なお、統合先については、教育委員会として、保護者及び地元に対し、適正規模校と小規模校のメリット、デメリットについて、特に意を用いて説明し、時間を掛けて保護者、地元と協議した結果といたしまして、下蒲刈地区の保護者の総意として、蒲刈地区の学校と統合することを明確に希望されたものであり、教育委員会事務局といたしましては、この保護者の意思を最大限に尊重し、蒲刈地区の学校と統合するのが適当であると考えた次第でございます。

また、教議第20号の「通学区域に関する規則改正案」に議決がいただけましたら、下蒲刈町の子どもは、原則として蒲刈地区の学校に通学することになりますが、その一方で、仁方地区や川尻地区の学校に通学したいと考える子どもや保護者が、一定数おられると聞き及んでおります。

これにつきましては、仁方地区や川尻地区の学校に通学することを希望する児童生徒及びその保護者に対しまして、特例の設定による通学区域制度の弾力的な運用、定期代の補助及び交流事業の実施など、教育委員会としての配慮を行う予定でございます。

続きまして、3の今後の予定でございます。

今後の主な取組といたしましては、保護者代表、自治会長、学校長等で構成する下蒲刈地区学校統合検討委員会で、交流事業や通学の安全確保などについて協議し、円滑な学校統合に向けた調整を継続してまいります。この中で、交流事業の実施が決まれば、7月頃から通学訓練を兼ねた交流事業を実施してまいりたいと考えております。

また、今後の手続といたしましては、呉市議会の6月定例会で下蒲刈地区の学校統合について行政報告し、9月定例会で呉市立小中学校設置条例の一部改正の議案を提出する予定でございます。この条例改正に議決がいただけましたら、下蒲刈小学校及び下蒲刈中学校の廃校が決定することになります。

教議第19号「呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について」の説明は以上でございますが、引き続き、教議第20号について説明させていただきます。

資料65ページを御覧ください。

教議第20号「呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定」につきましては、下から3行の提案理由にございますように、下蒲刈小学校を蒲刈小学校に、下蒲刈中学校を蒲刈中学校に統合することに伴い、所要の規定の整備を行うために、通学区域に関する規則の一部を改正するものでございます。

表中にありますように、小学校及び中学校の通学区域表を改正するものでございますが、次のページの議案資料とお見比べになりながら、説明をお聞きください。

改正点は3つございます。

1つ目は、2の改正内容(1)にございますように、別表1の小学校通学区域表から、下蒲刈小学校の名称及び通学区域を削除いたします。

2つ目は、別表1の小学校通学区域表の蒲刈小学校の通学区域に、下蒲刈町を加えます。

この2つの改正により、下蒲刈小学校の通学区域であった下蒲刈町は、蒲刈小学校の通学区域となります。

また、このことは蒲刈中学校の通学区域である蒲刈小学校区に下蒲刈町が加わることもともあり、ひいては、下蒲刈町が、蒲刈中学校の通学区域になるということでもございます。

3つ目は、別表2の中学校通学区域表から、下蒲刈中学校の名称及び通学区域を削除いたします。下蒲刈中学校の通学区域がなくなることに対応するものでございます。

以上の改正点につきましては、平成31年3月26日開催の呉市立小学校及び中学校通学区域審議会にて御審議いただき、この改正案と同じ内容の答申をいただいております。

なお、3の施行期日にありますように、施行日は令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第11の教議第19号「呉市立小学校及び呉市立中学校の統合について」及び、日程第12の教議第20号「呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の2件について説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 2点お願いします。先ほど説明されたこと以外で、保護者や地域の方から意見や要望があったかということと、再度、統合先が蒲刈小学校・蒲刈中学校になる理由を分かりやすく教えてください。

新 谷 主 幹 まず1点目の地元協議の中での要望といたしましては、統合先に関する事が多く、地元の意見の尊重を希望するという意見が多数ございました。

その他、実現しなかったものとして、安芸灘大橋の通行料に関する事などもございましたが、基本的には地元の要望には沿った形になっていると考えております。

2点目の統合要件でございますが、61ページの統合基本方針にお戻りください。平成21年12月の議会で承認を得たものでございますが、その中で適正規模校とはどういったものかなどの明記があります。更に、どのような状態になれば、

統合の対象になるのかということですが、小学校で言えば、全学年が複式学級となる学校が対象になります。今回の下蒲刈小学校については、平成30年度に全学年が複式学級になり、統合対象校の要件に該当しました。

下蒲刈中学校につきましては、中学校区内に小学校が1つしかなく、小学校が中学校区内からなくなってしまい、下蒲刈中学校に通学する児童がいなくなってしまいます。そのため、中学校が存続し得ない状況となりますので、中学校も併せて統合することになります。

船尾委員 統合先の蒲刈小学校、蒲刈中学校はこの条件にあてはまらないため、地元の要望を尊重して、蒲刈小と蒲刈中学校に統合することになったということですか。

武林参事 蒲刈小学校・蒲刈中学校につきましては、統合要件には該当しておりませんので、蒲刈と仁方と川尻の3地区を地元の方へ、統合先の候補として提示しました。適正規模で言えば、仁方でしたが、地元の強い要望で蒲刈へ統合するのが適当であると考えた次第でございます。

船尾委員 地元の強い要望があったということですね。

武林参事 はい、そのとおりです。

小谷委員 下蒲刈から仁方へ行きたいと希望する場合、行くことは可能ですか。

武林参事 下蒲刈小学校、下蒲刈中学校の児童につきましては、仁方小学校、仁方中学校へ行きたいとの要望があれば行けるように、特例を設ける予定です。

森尾委員 安芸灘大橋の通行料の補助などはございますか。

武林参事 児童生徒の通学に関しましては、公共交通機関を利用する場合は定期券代の補助をしますし、蒲刈小学校についてはスクールバスを運行しますので、そういった保護者の負担はなくなりますが、例えば、保護者がPTA活動や授業参観で学校に行く際の通行料について、公費での補助はいたしかねますので、お断りしました。

佐々木委員 保護者への補助はないということよろしいですか。

武林参事 はい。保護者は補助の対象とはなりません。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本2件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(16:36)

教育長 以上で定例会を閉会します。

(17:07)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(平成31年4月26日定例会)